

令和4年2月7日
世田谷保健所

大塚製薬株式会社との区民の健康づくり及び健康に関する安全・安心確保等
に関する連携について

1 主旨

保健所では、昨夏の熱中症予防の取組みにつき、世田谷区官民連携指針に基づく提案として、大塚製薬株式会社（以下「大塚製薬」という。）との連携のもと、同社の持つノウハウやネットワークを活用し、区民に対する熱中症予防啓発に取り組んできた。この度、大塚製薬との連携を深めることにより、区民の健康づくりや健康に関する安全・安心確保等を強化するため協定を締結することとしたので報告する。

2 協定書（案）

別添のとおり

「世田谷区と大塚製薬株式会社との区民の健康づくり及び健康に関する安全・安心確保等に関する連携協定書」

3 大塚製薬との連携内容

- (1) 区民等の健康づくりに関する事項
- (2) 熱中症予防に関する事項
- (3) 災害時に世田谷保健所が実施する対策への協力及び対策の推進に関する事項
- (4) その他両者が協議し、必要と認める事項

4 これまでの大塚製薬との連携事業

- 令和3年6月～9月
- ・熱中症予防事業において、区民向けの熱中症予防啓発動画・ポスターを大塚製薬の協力により作成
 - ・新型コロナワクチン集団接種会場において、大塚製薬の飲料を区に提供

5 協定に基づく連携開始時期

令和4年4月1日

6 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------|------------|
| 2月上旬～ | 協定締結に向けた協議 |
| 2月下旬～3月上旬 | 協定締結（予定） |
| 4月～ | 協定に基づく連携開始 |

【別添】

世田谷区と大塚製薬株式会社との区民の健康づくり及び健康に関する安全・安心確保等に関する連携協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、世田谷区民（以下「区民」という。）の健康を保持増進できる環境づくりや健康に関する安全・安心の確保に関する事業を連携及び協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、生涯にわたり健やかに安心して暮らすことができる地域社会の実現及び区民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）区民等の健康づくりに関する事項
- （2）熱中症予防に関する事項
- （3）災害時に甲の保健所が実施する健康支援対策の推進への協力に関する事項
- （4）その他両者が協議し、必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、前条に記載の連携事項に関する具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を

行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は延長され、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うことができるものとする。

2 甲及び乙は、相手方が法令、条例若しくは本協定のいずれかに違反した場合、本協定を解除することができるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年○月○日

甲 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区 世田谷区長

乙 東京都千代田区神田司町2丁目9番
大塚製薬株式会社 首都圏第一支店長